



SU Partners Tax Corporation

SUレター

つゆは漢字で「梅雨」と書きます。梅の花の季節はとうに終わったのに、なぜ「梅の雨」と書くのか、長年不思議に思っていました。調べてみたところ、この時期は梅の実が熟す時期なのだそうです。また、湿度が高く黴（カビ）が生えやすいことから、「黴雨（ばいう）」と呼ぶようになったとの説もありました。

一気に蒸し暑さが増し、過ごしにくくなります。お体にはくれぐれもお気を付け下さい。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



6

2021

SUパートナーズ税理士法人

神奈川県横浜市神奈川区金港町6-3横浜金港町ビル3階

TEL : 045-442-0851 / FAX : 045-453-2851

東京都港区赤坂2-23-1アークヒルズフロントタワーRoP701

TEL : 03-6435-5255 / FAX : 03-6435-5256



成年年齢の引き下げで、税金はようになる？

いよいよ来年4月1日より、成年年齢が18歳に引き下げられます。この引き下げに伴い、現状「20歳」あるいは「未成年」と規定されている税金の取扱いはどうなるのでしょうか。引き下げスタートまで1年をきった今、改めて確認しましょう。

成年年齢の引き下げ

1. 140年ぶりの見直し

平成30年（2018年）6月13日に改正された民法により、令和4年（2022年）4月1日から、成年年齢が「20歳」から「18歳」へ引き下げられます。これは、明治29年（1896年）の民法制定以来の改正となりますが、この「20歳」は、明治9年（1876年）の太政官布告を引き継いだものといわれているため、実質的な法の見直しは約140年ぶりといってよいでしょう。

2. 見直しの背景

民法上の成年年齢を「18歳」とする背景として、次の点が法務省の「民法（成年年齢関係）改正 Q&A」で示されています。

- ・ 近年の投票権年齢などが「18歳」と定められていること
- ・ 世界の主流な成年年齢が「18歳」であること
- ・ 自己決定権の尊重と積極的な社会参加を促すこと

なお、施行日時点で18歳以上20歳未満の方は、**その日（2022年4月1日）に成年に達すること**となります。具体的には次の生まれの方です。

2002年4月2日生まれ～2004年4月1日生まれ

税務上の取扱い

税金の計算上、現状「20歳」あるいは「未成年」と規定されている取扱いが、この民法の成年年齢引き下げによりどうなるのか、以下にまとめました。

1. 相続税・贈与税

相続税や贈与税の計算上、「20歳」を基準としている規定について、「18歳」を基準とする改正が、令和元年度税制改正及び令和3年度税制改正において手当てされています。具体的には、以下のとおりです。

(1) 未成年者控除

相続人が未成年者であるときは、税金の負担を軽減するために一定の金額を“未成年者控除”として相続税の額から控除してもらえます。この“未成年者”の年齢が「20歳未満」から「18歳未満」へと改正されます。

また、未成年者控除の額は、現行では「満20歳になるまで」の残年数について、1年につき10万円で計算します。これが「満18歳になるまで」へと改正されます。

なお、既に未成年者控除の適用を受けたことがある場合に、未成年者のまま次の相続があった場合に控除できる未成年者控除の額は、前回の控除不足額の範囲内に限られますが、改正前に適用を受けている場合については、別途、経過措置が設けられています。

ちなみに、成年年齢の引き下げとともに民法上の結婚年齢が男女ともに18歳となる改正も同時に施行されることから、結婚年齢と成年年齢が同一となります。そのため、婚姻す

ることで成年に達したものとみなす民法上の規定（民法753条）が削除されるため、未成年者控除適用の際の“未成年者”の判断で、この民法753条により適用しない、などという誤りが生じることは、今後なくなります。

(2) 相続時精算課税適用者の要件

生前に贈与を受けた財産を、相続時に相続財産として相続税の計算を行い、過去に申告納付した贈与税を精算する制度（相続時精算課税）があります。この制度の適用を受けることができる者の年齢が、贈与の年の1月1日において「20歳以上」から「18歳以上」へと改正されます。

(3) 事業承継税制に係る受贈者の要件

次の事業承継税制の適用に係る**受贈者の年齢要件**が、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。

① 法人版事業承継税制

（後継者へ非上場株式等を贈与した場合に贈与税の納税猶予や免除を受ける制度）

② 個人版事業承継税制

（後継者へ事業用資産を贈与した場合に贈与税の納税猶予や免除を受ける制度）

(4) その他

次の特例制度の適用に係る**受贈者の年齢要件**が、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。

① 贈与税の税率の特例

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税は特例税率を適用する制度）

② 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

（結婚・子育て資金に充てるために直系尊属から信託受益権の付与等を受けた場合に1,000万円まで贈与税を非課税とする制度）

(5) 適用開始日

上記(1)から(4)までの適用開始日は、以下のとおりです。

(1)	令和4年（2022年）4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用
(2)	令和4年（2022年）4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用
(3)	
(4) ①	令和4年（2022年）4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用
(4) ②	

2. 個人住民税

次に該当する未成年者は、個人住民税が非課税となる措置が設けられています。

未成年者のうち前年の合計所得金額が
135万円以下の者

この“未成年者”の年齢は民法にあわせているため、民法の成年年齢が「18歳」になることに伴い、この“未成年者”の年齢も自動的に18歳未満へと引き下げられます。

税法以外では…

税法以外にも、NISA制度やジュニアNISA制度の年齢要件のうち「20歳」が「18歳」に引き下げになるなど、税法自体の改正ではないものの、気を付けるべき制度の変更がいくつかあります。

なお、成年年齢が引き下げられることにより、18歳から未成年者取消権が行使できなくなる点、とりわけクレジットカードの作成やローン契約が可能になる点にもご留意ください。



有期契約労働者の雇入れ・契約更新と雇止めの留意点



長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、パートタイム労働者や契約社員等、有期契約労働者の雇止めの増加等に関するトラブルの発生が懸念されます。そこで今回は、有期契約労働者の雇止めを行う際の留意点をとり上げます。

契約期間中の解雇に関するルール

有期契約労働者の解雇に関するルールとして、労働契約法においては、やむを得ない事由がなければ、契約期間の途中で解雇することはできないと規定されています。

この契約期間の途中での解雇は、期間の定めのない労働契約を結んでいる正社員を解雇する場合よりも、解雇の有効性が厳しく判断されます。そのため、安易に解雇することはできず、基本的には期間満了まで雇用することが求められます。

契約締結時の労働条件の明示

有期契約労働者と労働契約を締結するときには、契約の期間とあわせて、契約を更新する際の判断基準を明示する必要があります。これは雇入れ時だけでなく、労働契約を更新した際の次の更新時においても同様です。以下は、明示する例です。

【更新の有無】

- 自動的に更新する
- 更新する場合があります
- 契約の更新はしない 等

【更新の判断基準】

- 契約期間満了時の業務量により判断する
- 労働者の能力により判断する
- 労働者の勤務成績、態度により判断する
- 会社の経営状況により判断する
- 従事している業務の進捗状況により判断する 等

雇止めにおける手続き

1. 雇止め予告

現行の労働契約をもって更新しない（雇止めを行う）場合は、契約期間が満了する少なくとも30日前までに、有期契約労働者へ伝える必要があります（雇止め予告）。

この雇止め予告の対象となる有期契約労働者は、次のいずれかに該当する人です。

- 有期労働契約を3回以上更新して雇用している人
- 1年以下の労働契約を更新することで継続して通算1年を超えて雇用している人
- 最初から1年を超える労働契約を締結して雇用している人

ただし、現行の労働契約をもって終了となることが最初から明示されている場合は、雇止め予告を行う必要はありません。

2. 雇止めの理由の明示

雇止め予告をした後に、有期契約労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合、会社は遅滞なくこれを交付する必要があります（雇止めの理由の明示）。これは、雇止めにより退職した人が退職後にその理由について証明書を請求した場合も、同様です。

なお、この証明書に記載する雇止めの理由は、“契約期間の満了”とは別の理由とすることが必要です。

今後、有期契約労働者を雇入れたり、労働契約の更新を行ったり、また雇止めを行うときには、これらの内容を確認し、未然にトラブルを防止しましょう。